

第5期七宗町障がい者計画・
第7期七宗町障がい福祉計画・
第3期七宗町障がい児福祉計画

令和6年3月
七宗町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 近年の障がい者施策の動向	3
第2章 障がい者等の現状と課題	5
1 障がいのある人(子ども)の状況	5
2 障がい福祉サービス等の提供状況	12
3 障がいのある人へのアンケート調査	16
4 障がい者関係団体へのヒアリング調査	22
第3章 基本理念と基本目標	23
1 基本理念	23
2 基本目標	23
3 施策の体系	25
第4章 障がい福祉施策の展開	26
基本方針1 差別解消及び権利擁護の推進	26
基本方針2 福祉の心づくり	28
基本方針3 生活支援の充実	30
基本方針4 教育・療育の推進	34
基本方針5 雇用・就労の促進	36
基本方針6 保健・医療の充実	37
基本方針7 生涯学習環境の充実	39
基本方針8 生活環境の整備	40
第5章 障がい福祉サービスの提供体制	42
1 成果目標と活動指標	42
2 障がい(児)福祉サービスの見込量と確保の方策	51
3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	60
第6章 計画の推進体制	70
1 計画の推進にあたって	70
2 計画の推進体制の整備	70
資料編	71
1 七宗町障がい福祉計画策定委員名簿	71
2 計画策定の経緯	72
3 用語集	73

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、わが国ではこれまで、さまざまな障がい者施策を推進してきました。そして近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、国の法制度も著しく変化し、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変わりつつあります。

国においては、平成 25 年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)」を施行しました。平成 28 年5月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、“自立生活援助”や“就労定着支援”など新しいサービスを設けることや、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障がい児福祉計画を策定することとなりました。

近年では、令和3年5月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という)」の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化されました。また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という)」では、障がい者による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されました。このような中、令和5年3月に「障害者基本計画(第5次)」が策定され、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するための、施策の基本的な方向を定めています。

この度、平成 30 年3月に策定した「第4期七宗町障がい者計画」と、令和3年3月に策定した「第6期七宗町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が、共に令和5年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくために、新たに令和6年度を初年度とした「第5期七宗町障がい者計画」及び「第7期七宗町障がい福祉計画・第3期七宗町障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という)を一体的に策定します。

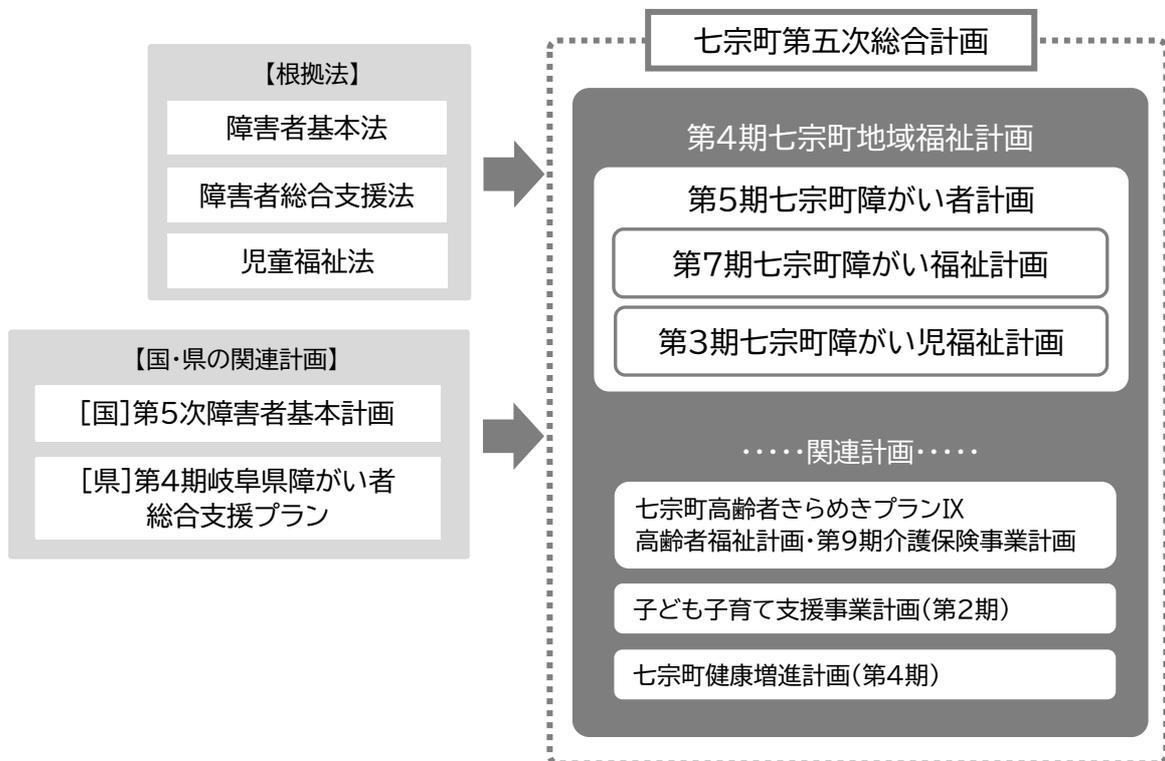
2 計画の位置づけ

「第5期七宗町障がい者計画」は障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」で、本町における障がい者施策の基本的な考え方を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進をめざすものであり、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第9条第1項の規定の趣旨も踏まえて策定されています。

また、「第7期七宗町障がい福祉計画・第3期七宗町障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障がい福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、国の「第5次障害者基本計画」及び岐阜県の「岐阜県障がい者総合支援プラン」等の内容と整合性を図りながら、「七宗町第五次総合計画」における福祉施策の個別計画と位置づけるとともに、「七宗町高齢者きらめきプランⅨ 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「第2期七宗町子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

■本計画と他計画の関係性



3 計画の期間

「第5期七宗町障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期七宗町障がい福祉計画・第3期七宗町障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

■計画の期間

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
国	第5次障害者基本計画						
県	第3期	第4期岐阜県障がい者総合支援プラン					
町	第4期	第5期七宗町障がい者計画					
	第6期 第2期	第7期七宗町障がい福祉計画 第3期七宗町障がい児福祉計画					

4 近年の障がい者施策の動向

■障がい者施策の動向(平成30年以降)

年	国の主な法律・制度等	概要
平成30年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正	理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援(鉄道駅利用者による声かけ等)を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる
	学校教育法等の一部改正	障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律成立	施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する
	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律成立	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たったの留意点を定めた

年	国の主な法律・制度等	概要
令和元年	障害者文化芸術活動推進基本計画の策定	障がい者の文化芸術活動の幅広い促進、作品等の創造への支援強化、地域での作品等の発表、交流の促進等
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律成立	視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された
	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正	国および地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や、障がい者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた
	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律成立	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる
令和3年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律成立	「医療的ケア児」を法律上で明確に定義し、日本の歴史上、初めて国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正	事業者に対して社会的障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮をすることを義務付けること、国や地方公共団体の連携協力の責務を追加すること、差別を解消するための支援措置を強化すること等を規定
令和4年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正	障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するための措置
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	精神障がい者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律成立	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を推進

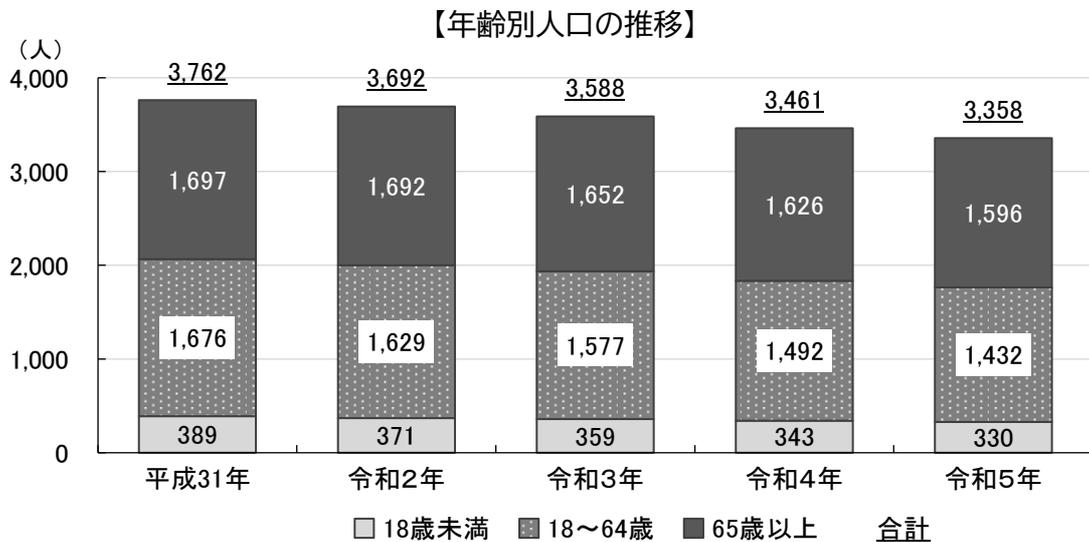
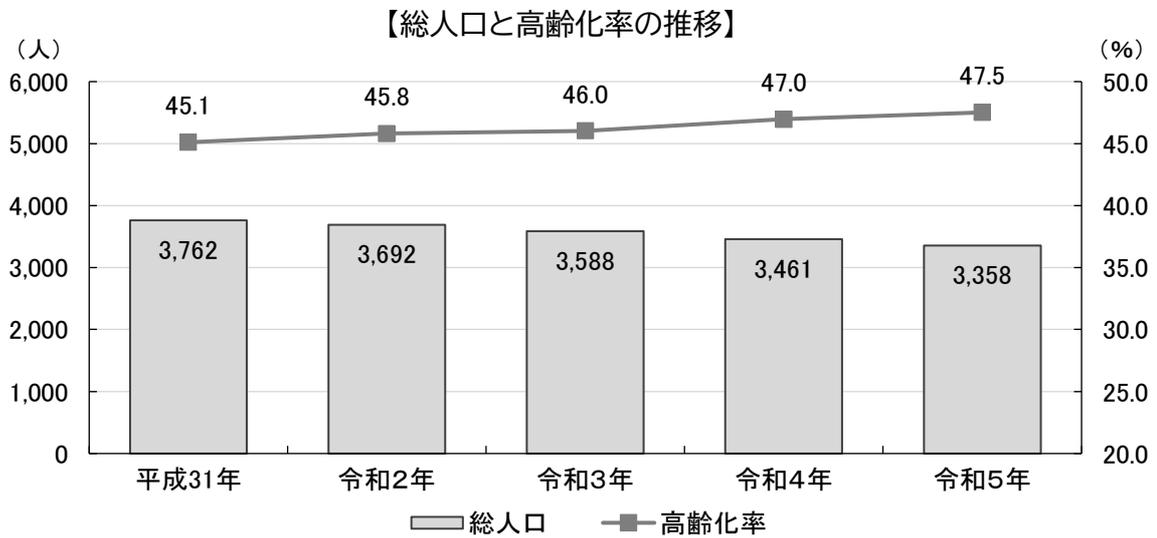
第2章 障がい者等の現状と課題

1 障がいのある人(子ども)の状況

(1)七宗町の総人口の推移

本町の令和5年4月1日時点の総人口は 3,358 人と、平成 31 年以降減少しています。高齢化率は一定して増加しており、令和5年4月1日時点で 47.5%となっています。

年齢別人口では、平成31年以降で、いずれの年齢区分においても減少しながら推移しており、令和5年4月1日時点で、65歳以上の高齢者数が最も高くなっています。

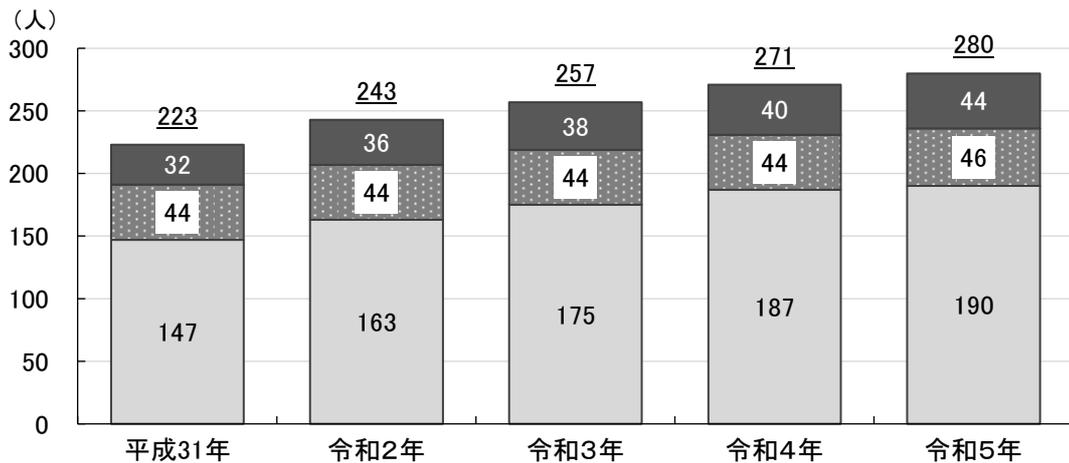


(2)障害者手帳所持者数全体の推移

障害者手帳所持者数は、平成 31 年以降増加傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で 280 人となっています。手帳別では、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者で増加が顕著となっています。

各種手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者が各年で7割弱を占めています。

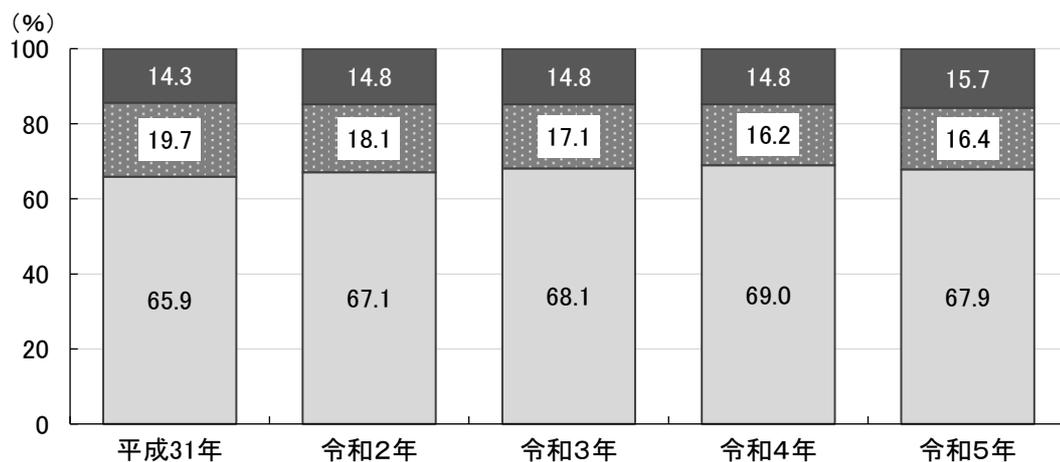
【障害者手帳所持者数の推移】



□ 身体障害者手帳所持者 ■ 療育手帳所持者 ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者 合計

資料:令和3年まで:住民課 令和4年以降:健康福祉課(各年4月1日)

【障害者手帳所持者の割合の推移】



□ 身体障害者手帳所持者 ■ 療育手帳所持者 ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者

資料:令和3年まで:住民課 令和4年以降:健康福祉課(各年4月1日)

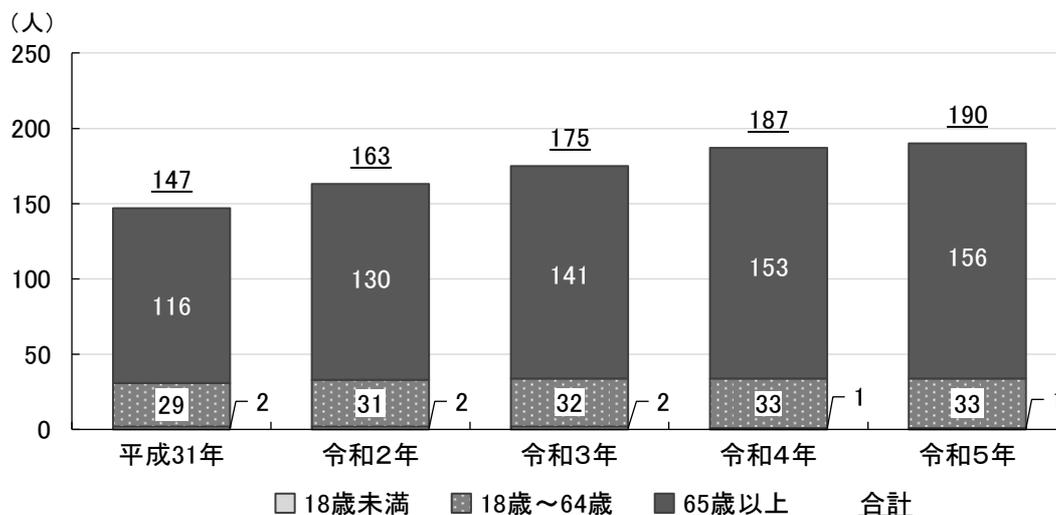
(3)身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在では 190 人となっています。年齢別で見ると、65 歳以上の手帳所持者数が大半を占めており、かつ、平成 31 年以降で増加しています。

すべての等級で増加しており、令和5年4月1日現在で「4級」が 53 人と最も多く、次いで「1級」が 52 人となっています。

障がい種別では、令和5年4月1日現在で「肢体不自由」が 97 人と半数を占めており、次いで「内部障がい」が 64 人となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】



資料:令和3年まで:住民課 令和4年以降:健康福祉課(各年4月1日)

【等級別 身体障害者手帳所持者数の推移】

	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	43 人	48 人	49 人	53 人	52 人
2級	16 人	20 人	23 人	24 人	22 人
3級	27 人	29 人	32 人	36 人	40 人
4級	43 人	47 人	49 人	51 人	53 人
5級	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人
6級	4 人	5 人	7 人	8 人	7 人
7級	1 人	1 人	2 人	2 人	3 人
合計	147 人	163 人	175 人	187 人	190 人

資料:令和3年まで:住民課 令和4年以降:健康福祉課(各年4月1日)

【障がいの種類別 身体障害者手帳所持者の推移】

	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	11 人	13 人	14 人	15 人	15 人
聴覚・ 平衡機能障がい	5 人	7 人	10 人	12 人	14 人
音声・言語・ そしゃく機能障がい	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
肢体不自由	87 人	91 人	97 人	99 人	97 人
内部障がい	44 人	52 人	54 人	61 人	64 人
合計	147 人	163 人	175 人	187 人	190 人

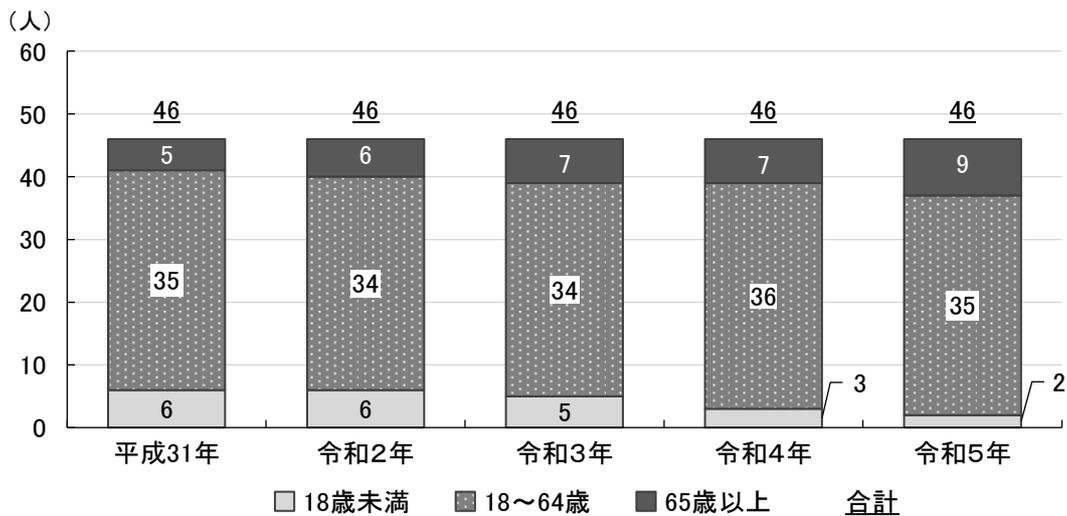
資料:令和3年まで:住民課 令和4年以降:健康福祉課(各年4月1日)

(4)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で 46 人となっています。年齢別でみると、18～49 歳が最も多くなっています。

判定別では、令和5年4月1日現在で「B1判定」の 16 人が最も多くなっています。

【療育手帳所持者数の推移】



資料:令和3年まで:住民課 令和4年以降:健康福祉課(各年4月1日)

【判定別 療育手帳所持者数の内訳】

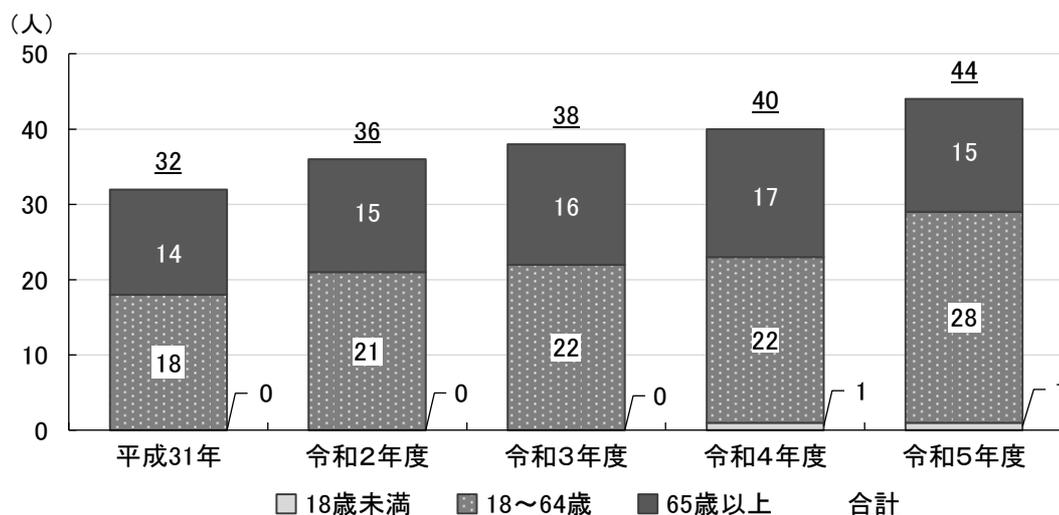
	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A 判定	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
A1 判定	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
A2 判定	11 人	11 人	11 人	11 人	11 人
B1 判定	11 人	13 人	14 人	16 人	16 人
B2 判定	16 人	14 人	13 人	11 人	11 人
合計	46 人	46 人	46 人	46 人	46 人

資料:令和3年まで:住民課 令和4年以降:健康福祉課(各年4月1日)

(5)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で44人となっています。
等級別では、令和5年4月1日現在で「2級」が29人と最も多く、「3級」とともに増加傾向となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数の推移】



資料:令和3年まで:住民課 令和4年以降:健康福祉課(各年4月1日)

【等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	9人	10人	11人	12人	10人
2級	21人	23人	24人	23人	29人
3級	2人	3人	3人	5人	5人
合計	32人	36人	38人	40人	44人

資料:令和3年まで:住民課 令和4年以降:健康福祉課(各年4月1日)

(6)難病等患者数

難病患者数(特定医療費受給者数)は平成 31 年以降はいずれも0人、小児慢性特定疾病認定者数は令和4年以降で各1人となっています。

【難病患者数及び小児慢性特定疾病認定者数の推移】

	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
難病患者数(特定医療費受給者数)	0人	0人	0人	0人	0人
小児慢性特定疾病認定者数	0人	0人	0人	1人	1人

資料:令和3年まで:住民課 令和4年以降:健康福祉課(各年4月1日)

(7)障がいのある児童の状況

特別支援学校に通う児童・生徒数は、令和2年以降で高等部が各1人となっています。

特別支援学級等に通う児童・生徒は増加傾向にあり、令和5年5月1日現在で小学校が6人、中学校が2人、通級教室が 21 人となっています。

【特別支援学校に通う児童・生徒数の推移】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	0人	0人	0人	0人	0人
中学部	0人	0人	0人	0人	0人
高等部	0人	1人	1人	1人	1人
合計	0人	1人	1人	1人	1人

資料:教育課(各年5月1日)

【特別支援学級等に通う児童・生徒数の推移】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	5人	4人	2人	3人	6人
中学校	1人	3人	2人	2人	2人
通級教室	16人	16人	18人	24人	21人
合計	22人	23人	22人	29人	29人

資料:教育課(各年5月1日)

2 障がい福祉サービス等の提供状況

前回計画期間におけるサービス見込み量と実績は、以下の通りです。

(1)訪問系サービス(1月あたり)

区分	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	人	4	4	4	4	4	4
	時間	42	47	42	34	42	33
重度訪問介護	人	2	1	0	0	0	0
	時間	8	1	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
行動援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

(2)日中活動系サービス(1月あたり)

区分	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
生活介護	人	21	21	21	22	21	22
	延べ日数	432	252	460	464	460	450
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	延べ日数	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人	0	1	1	2	1	1
	延べ日数	0	12	15	21	15	22
宿泊型自立訓練	人	-	0	-	2	-	1
	延べ日数	-	0	-	39	-	30
就労移行支援	人	0	0	0	1	0	1
	延べ日数	0	0	0	18	0	2
就労継続支援(A型)	人	6	5	6	4	6	5
	延べ日数	114	65	120	72	120	84
就労継続支援(B型)	人	6	8	8	8	8	6
	延べ日数	114	100	120	130	120	111
就労定着支援	人	1	0	0	0	0	0
療養介護	人	2	1	2	2	2	3
短期入所(福祉型)	人	2	1	2	1	2	1
	延べ日数	20	3	20	8	20	2
短期入所(医療型)	人	0	0	0	0	0	0
	延べ日数	0	0	0	0	0	0

(3)居住系サービス(1月あたり)

区分	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
自立生活援助	人	1	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	6	4	6	5	6	4
施設入所支援	人	13	15	16	16	16	16

(4)相談支援(1月あたり)

区分	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
計画相談支援	人	4	8	10	9	10	9
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

(5)障がい児福祉サービス(1月あたり)

区分	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	延べ日数	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	延べ日数	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	2	1	1	3	1	2
	延べ日数	15	23	15	17	15	14
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	1
	延べ日数	0	0	0	0	0	2
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	延べ日数	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人	1	2	1	3	1	5
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	-	0	0	1	0	0

(6)地域生活支援事業(1月あたり)

区分	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	無	有	無	有	無
自発的活動支援事業	実施有無	有	無	有	無	有	無
計画相談支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	箇所	-	1	-	1	-	1
	設置状況	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	有	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	設置状況	-	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	設置状況	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	有	無
手話通訳者派遣事業	人	0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	人	-	1	-	0	-	0
介護訓練支援用具	件	1	0	1	1	1	0
自立生活支援用具	件	1	1	1	0	1	0
在宅療養等支援用具	件	1	2	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1	0	1	0
排せつ管理支援用具	件	170	67	120	123	120	98
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
移動支援	人	3	2	1	2	1	1
	延べ時間	360	64	100	105	100	158
地域活動支援センター事業	箇所	3	0	3	0	3	0

(7)その他の事業(1月あたり)

区分	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
日中一時支援事業	人	6	4	3	3	3	3
訪問入浴サービス事業	人	0	1	1	1	1	1
社会参加支援事業							
スポーツ・レクリエーション振興支援	件	-	0	0	0	0	0
声の広報等の発行	件	-	0	0	0	0	0
自動車運転免許取得費助成事業	件	0	0	1	1	1	0
自動車改造費助成事業	件	0	1	1	0	1	0

3 障がいのある人へのアンケート調査

(1)調査概要

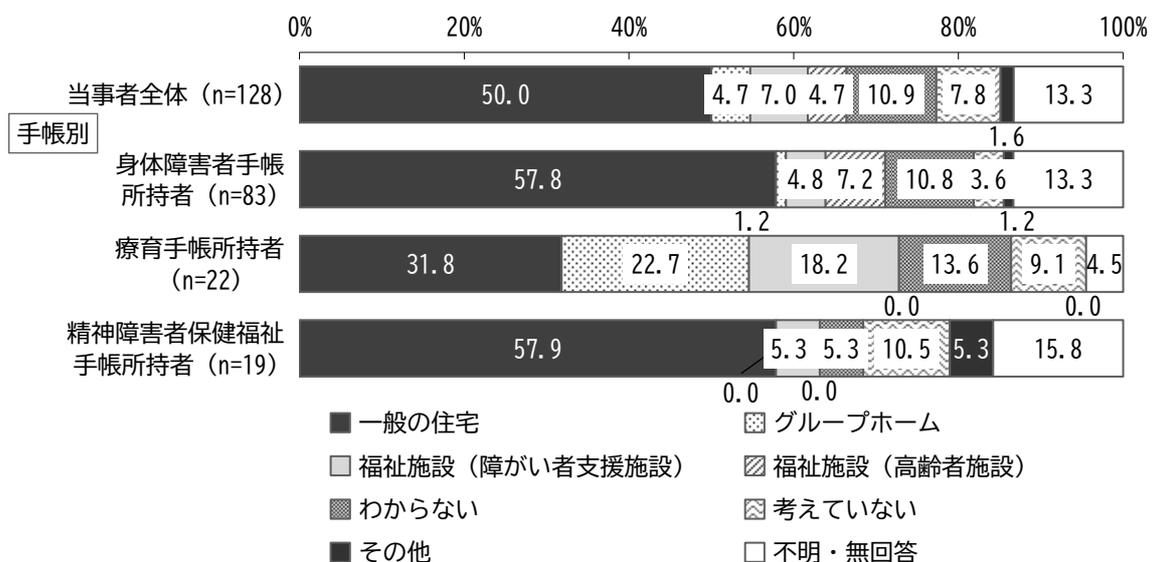
本計画の策定にあたり、障がい福祉に関する現状や課題、ニーズなどを把握し計画策定に活かすため、障害者手帳をお持ちの方を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間	令和5年7月20日～8月1日（調査基準日:令和5年7月1日）		
調査対象者	町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方及び障がい福祉サービスなどを利用されている方		
調査票の配付・回収	郵送配付、郵送回収		
配付数	298件	回収数	128件(回答率:43.0%)

(2)調査結果

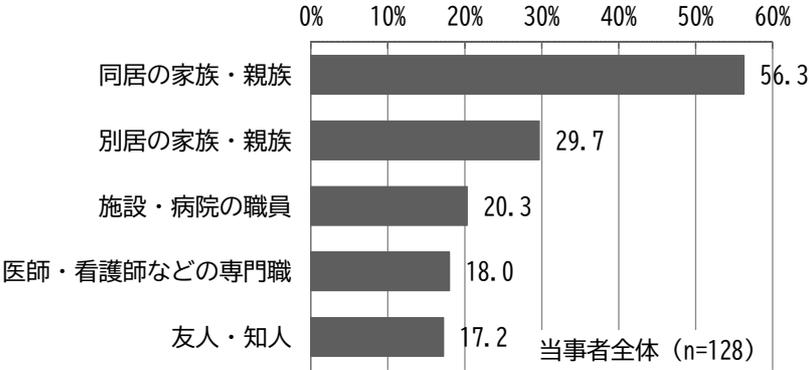
今後の暮らしの希望について

今後3年以内に暮らしたい場所は、当事者全体で「一般の住宅」が50.0%と最も高く、次いで「わからない」が10.9%となっています。



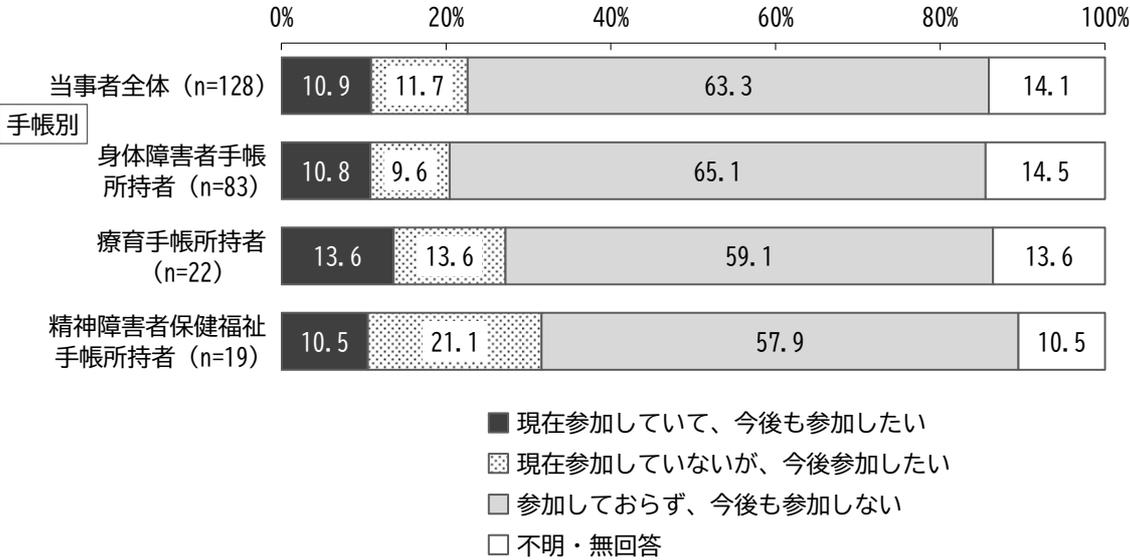
相談相手について（※上位5位）

悩みや困りごとを主に相談する相手は、当事者全体で「同居の家族・親族」が 56.3%と最も高く、次いで「別居の家族・親族」が 29.7%となっています。



スポーツや文化芸術活動への参加状況

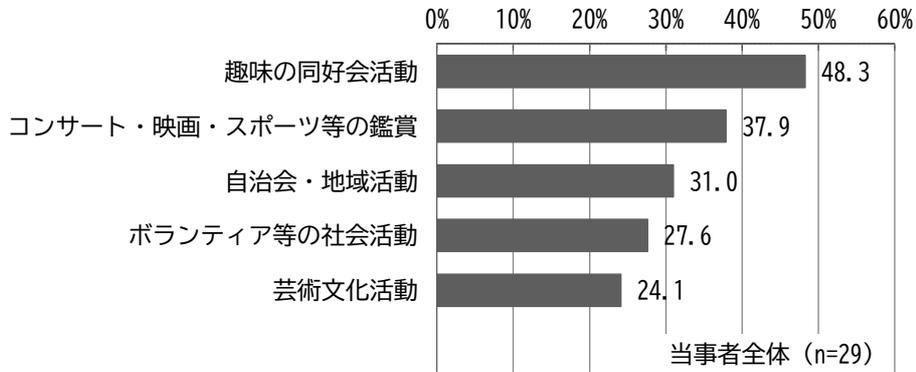
スポーツや文化芸術活動への参加状況は、当事者全体で「参加しておらず、今後参加しない」が 63.3%と最も高く、次いで「現在参加していないが、今後参加したい」が 11.7%となっています。



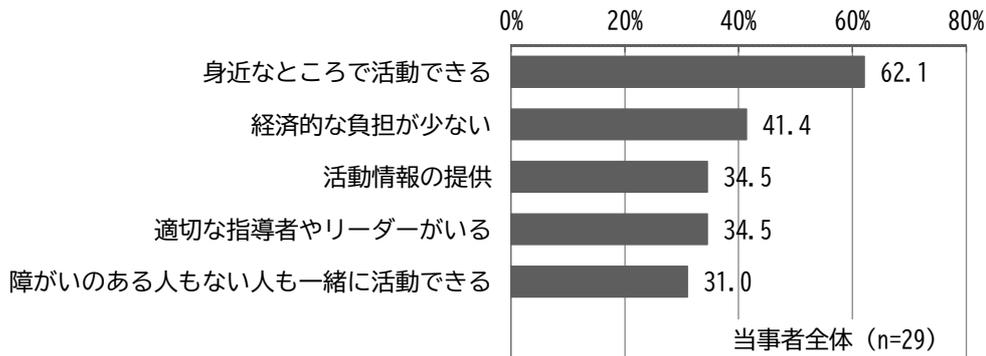
今後参加したい活動と参加の条件（※上位5位）

※スポーツ・芸術活動への参加意向がある人への回答

今後参加したい活動は、当事者全体で「趣味の同好会活動」が 48.3%と最も高く、次いで「コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞」が 37.9%となっています。



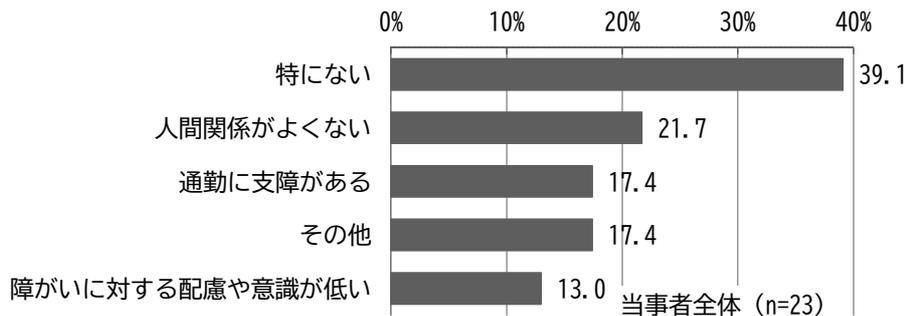
活動に参加するにあたっての必要な条件は、「身近なところで活動できる」が 62.1%と最も高く、次いで「経済的な負担が少ない」が 41.4%となっています。



現在の仕事について（※上位5位）

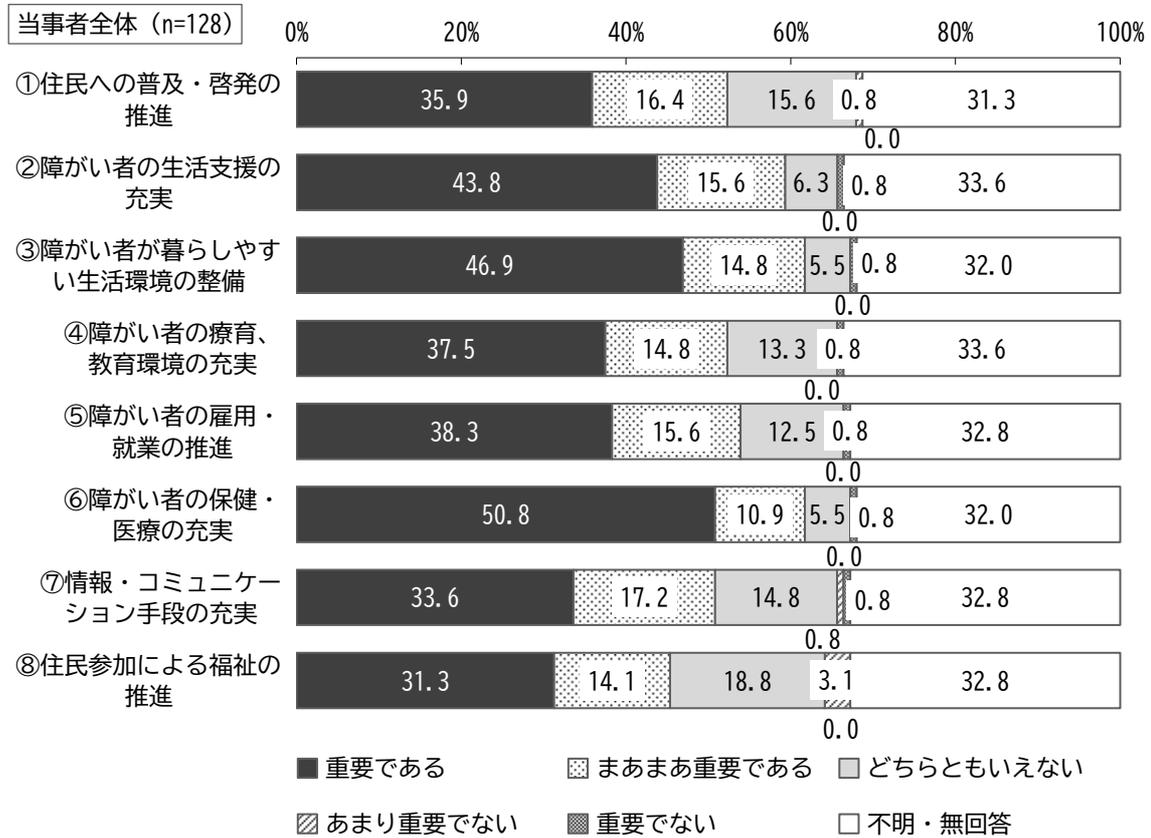
※現在働いている人への回答

現在の仕事について感じている不安や不満は、当事者全体で「特にない」が 39.1%と最も高く、次いで「人間関係がよくない」が 21.7%となっています。



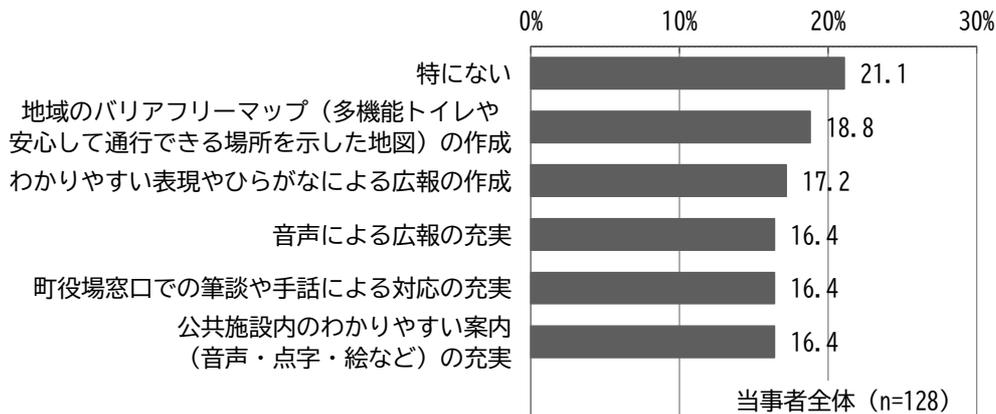
福祉サービスに関する取組について

七宗町における福祉サービスに関する取組の重要度は、当事者全体で「③障がい者が暮らしやすい生活環境の整備」の『重要』(「重要である」と「まあまあ重要である」の合計)が 61.7%と最も高くなっています。



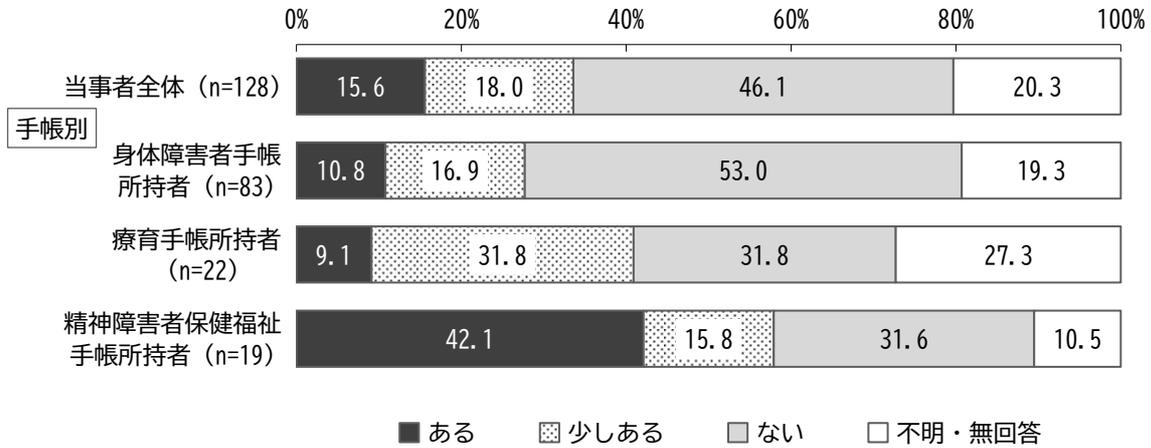
情報の取得について (※上位6位)

必要な情報を入手するための必要な取組は、当事者全体で「特にない」が 21.1%と最も高く、次いで「地域のバリアフリーマップ(多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図)の作成」が 18.8%となっています。



障がいによる差別の経験の有無

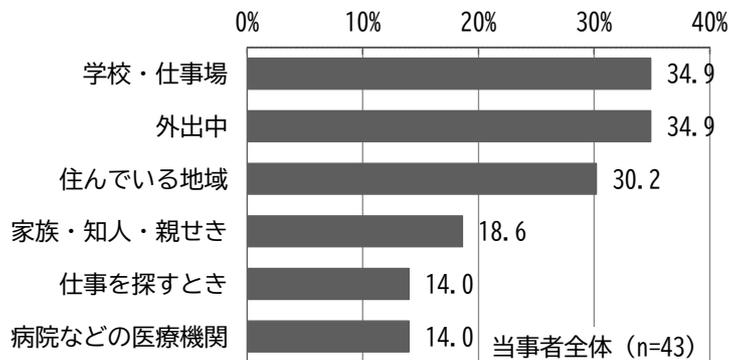
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことは、当事者全体で『ある』(「ある」と「少しある」の合計)が 33.6%、「ない」が 46.1%となっています。



差別を経験した場所や場面 (※上位6位)

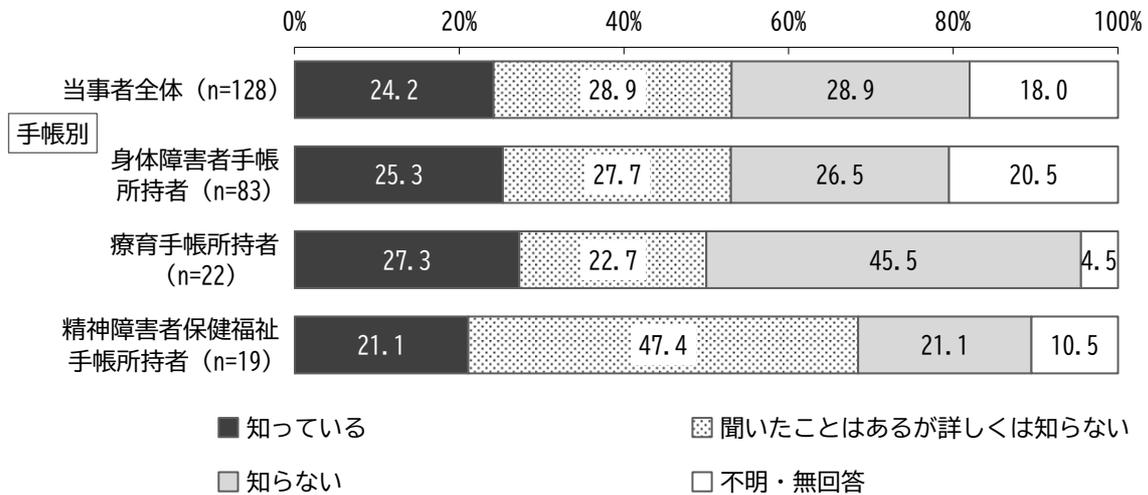
※差別や嫌な思いをする(した)ことがある人のみの回答

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)場所や場面は、当事者全体で「学校・仕事場」と「外出中」がともに 34.9%と最も高くなっています。



権利擁護について

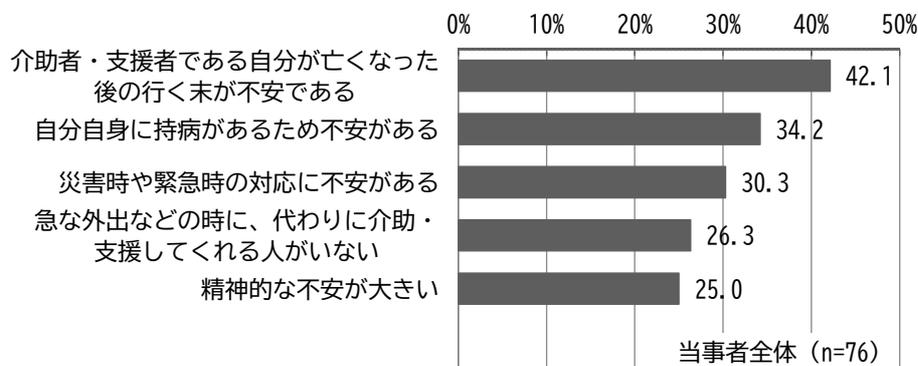
成年後見制度の認知度は、当事者全体で「聞いたことはあるが詳しくは知らない」「知らない」がともに 28.9%と最も高くなっています。



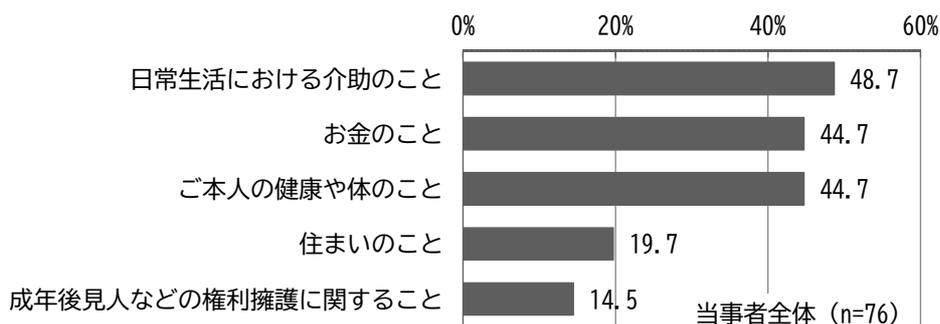
介助者・支援者などについて (※上位5位)

※介助・支援している家族・親族の回答

介助や支援をされていて困ることや不安は、当事者全体で「介助者・支援者である自分が亡くなった後の行く末が不安である」が 42.1%と最も高く、次いで「自分自身に持病があるため不安がある」が 34.2%となっています。



今後、介助や支援をできなくなった時、ご本人が生活する上で心配になることは、当事者全体で「日常生活における介助のこと」が 48.7%と最も高く、次いで「お金のこと」「ご本人の健康や体のこと」がともに 44.7%となっています。



4 障がい者関係団体へのヒアリング調査

(1)調査概要

本計画の策定にあたり、障がい福祉サービス等の実態や課題、今後の方向性などを把握し、計画策定に活かすため、障がい福祉に関わる事業所、団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

調査期間	令和5年7月3日～7月31日
対象団体	七宗町内で活動する障がい福祉に関わる事業所、団体
調査票の配付・回収	ヒアリングシートの郵送配付、郵送回収

(2)調査結果(※一部抜粋)

各分野における現状や課題	
生活支援サービスについて	<ul style="list-style-type: none">・住まいに問題をかかえる障がいのある人に対し、町営住宅等を柔軟に貸し出せるようにしてほしい。・親亡き後の住まいや、親が支援が必要になった時に、入所できるグループホームなどが町内にあると安心。
相談・情報提供について	<ul style="list-style-type: none">・個人情報絡むため、情報提供が難しい。
障がいのある子どもの教育・育成について	<ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラーの充実が必要。・成人しても途切れない支援のため、教育と福祉の情報共有による相談しやすい仕組みが必要。・障がいの有無にかかわらず、子どもは地域住民全体で育てるという意識の醸成のための取組が必要。
雇用・就労について	<ul style="list-style-type: none">・町内に就労場所がない。・家族も働き方を変えなければならない場合がある。
まちづくりについて	<ul style="list-style-type: none">・災害時の福祉避難所の開設。
障がいと障がいのある人への理解について	<ul style="list-style-type: none">・障がいの知識、町民の方々の分け隔てない理解、共助などについて、講演会などの疾患に対する積極的な周知の場を設けることが重要。

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

本町では、平成30年に策定した「第4期七宗町障がい者計画・第5期七宗町障がい福祉計画・第1期七宗町障がい児福祉計画」において掲げた基本理念「おもいやりとやすらぎのある共生社会 七宗の創造」に基づき、障がい福祉施策を推進してきました。

この度、新たに第5期計画を策定するにあたって、本町のこれまでの取組を踏まえつつ、新たに以下の基本理念を掲げ、本計画を推進していきます。

障がいのある人もない人も、共に支え合い安心して暮らせる
おもいやりとやすらぎのまち七宗

2 基本目標

本町では、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標 1 共にくらし共に生きるまちづくり

障がいのある人に対するあらゆる差別を解消し、理解促進・配慮を充実することで、障がいのある人が住み慣れた地域で町民と共によりいきいきと生活できる社会をめざします。

地域社会への理解促進を進めるには、啓発・広報活動を行うだけでなく、障がいのある人が地域へ出てさまざまな人たちと交流し、関係をつくることにより、地域とのつながりを持つことが重要です。

障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を設け、共に支え合い、生涯を通して地域の一員として暮らしていくことができる共生のまちづくりをめざします。

基本目標 2 安心して地域でくらすまちづくり

障がいがあっても、その人らしい生活を送ることができるよう、ライフステージやそれぞれの障がい特性等に配慮しながら、障がいのある人が安心して暮らせる総合的かつ分野横断的な地域での支援体制づくりを推進します。

また、障がいのある女性や子ども、高齢者などは、障がいのあることに加えて、複合的に困難な状況に置かれている場合があります。障がいのある人が、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの希望に丁寧に向き合い、心身の状況に応じて適切なサービスや支援を組み合わせる包括的な相談支援により、障がいのある人とその家族を包む“輪”をつくります。

さらに、地域共生社会の理念に基づき、制度や分野の枠を超えて、地域のあらゆる人と資源がつながり、障がいのある人とその家族を包む“地域の輪”をつくり、地域の支え合いによって共に暮らすことができる社会の実現をめざします。

基本目標 3 自立をめざせるまちづくり

障がいのある人を自らの決定に基づき参加する主体として捉え、施策の検討や推進にあたっては障がいのある人やその家族の意見を反映させた福祉サービスの向上を目指します。そして、障がいのある人一人ひとりが、自己決定と自己選択により、必要とする障がい福祉サービスをはじめとした各種支援を受けることができるよう体制を整備し、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図ります。

また、権利の主張が困難な判断能力の不十分な人に対しては、個人の尊厳を尊重したうえで、相談の実施や意思疎通手段を選択する機会の提供等、適切な意思決定の支援を行い、権利・利益の保護に努めます。

3 施策の体系

【基本理念】

障がいのある人もない人も、共に支え合い安心して暮らせるおもいやりとやすらぎのまち 七宗

【基本目標】

基本目標1
共にくらし共に生きる
まちづくり

基本目標2
安心して地域で暮らせる
まちづくり

基本目標3
自立をめざせる
まちづくり

【基本方針】

1 差別解消及び権利擁護の推進

- ①広報・啓発活動の推進
- ②障がいのある人に対する虐待防止
- ③成年後見制度の利用促進

2 福祉の心づくり

- ①福祉教育の推進
- ②交流・ふれあい・見守り活動の推進
- ③ボランティア活動の推進
- ④人材の育成・確保

3 生活支援の充実

- ①相談支援体制の充実
- ②福祉サービスの充実
- ③公的サービスの提供
- ④移動支援の促進
- ⑤当事者支援の推進
- ⑥情報アクセシビリティの向上
- ⑦意思疎通支援の推進

4 教育・療育の推進

- ①早期療育の推進
- ②学校教育の推進
- ③子育て支援の充実
- ④医療的ケア児への支援の充実

5 雇用・就労の促進

- ①支援体制の構築
- ②障がい者雇用の促進
- ③福祉的就労の促進

6 保健・医療の充実

- ①障がいの早期発見・治療の支援
- ②保健サービスの充実
- ③精神障がいのある人保健医療施策の推進
- ④医療費の助成

7 生涯学習環境の充実

- ①地域活動への参加の促進
- ②スポーツ・文化活動の推進
- ③読書環境の充実

8 生活環境の整備

- ①人にやさしい道路、建築物の整備
- ②住環境の整備
- ③防災・防犯対策の充実

第4章 障がい福祉施策の展開

基本方針1 差別解消及び権利擁護の推進

現状・課題

- ・第5次障害者基本計画の基本理念では、「障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する」という文言が新たに追記されました。
- ・アンケート調査では、障がいのある人の3割以上が、障がいがあることで差別や嫌な思いをすることが『ある』と感じており、町民一人ひとりが障がいへの正しい理解を深めるための取組を進めていく必要があります。
- ・また、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。事業者においても、障がいのある人の特性や職場の状況を踏まえた合理的配慮の提供を取り入れていく必要があります。
- ・アンケート調査では、成年後見制度について、5割以上の方が「聞いたことはあるが詳しくは知らない」「知らない」と回答しています。一方、介助者・支援者の4割以上が「介護者・支援者である自分が亡くなった後の行く末が不安である」と感じており、成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する情報の周知が求められています。

基本方針

- ・障がいに対する理解を深め、障がいに対する誤解や偏見を持つことがないように、啓発・広報活動を実施します。
- ・障害者差別解消法に定める不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供義務について、周知や啓発を進めます。
- ・成年後見制度の利用についてより一層の制度の周知を行い、利用の促進を図ります。

取組の内容

具体的な取組	取組内容	担当課
①広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・障がいの正しい理解につながるよう、広報や各種イベント等で交流の場を設ける等、町民及び事業者への広報・啓発活動を推進します。・障がいを理由とする差別の解消に向け、事業所や職員を対象とした研修等の実施を検討します。	健康福祉課

具体的な取組	取組内容	担当課
②障がいのある人に対する虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・家庭・施設等で潜在する障がいのある人に対する虐待や差別について、発見時において速やかに対応ができる体制づくりや防止策について、障がい福祉サービス事業所や関係機関と連携して検討を行います。 	健康福祉課
③成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症高齢者等の判断能力が十分でない人の保護（財産管理や身上監護）を、代理権や同意権・取消権が付与された後見人等が行う成年後見制度の周知・普及に努めます。 ・令和2年度より七宗町権利擁護センターを設置しています。このセンターを周知するとともに制度に係る相談、啓発などを通して、成年後見制度の利用を支援・促進します。 	健康福祉課

基本方針2 福祉の心づくり

現状・課題

- ・平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰一人取り残さない」という理念が掲げられており、相互に尊重し合える社会を実現する取組が求められています。
- ・アンケート調査では、障がいのある人が差別や嫌な思いをした場面として、それぞれ3割以上が「学校・仕事場」「外出中」「住んでいる地域」を挙げています。
- ・本町では、児童期から疾病や障がいに対する正しい知識を身につけてもらうための福祉教育を行っており、今後も引き続き、積極的な福祉教育による福祉の心づくりを実践していく必要があります。
- ・また、障がいのある人は増加傾向にあるため、今後、町民の福祉の心づくりのための取組の充実に加え、福祉に関わる人材の確保、育成を進めて行く必要があります。

基本方針

- ・地域住民と障がいのある人の交流事業等、「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けた取組を推進します。
- ・福祉教育やインクルーシブ教育制度の視点を取り入れた講座や体験等を実施し、福祉の心づくりを実践します。
- ・障がいのある人の社会参加及び町民のボランティア活動参加を促進します。
- ・福祉の心づくりを推進し、人材の育成・確保にもつなげていきます。

取組の内容

具体的な取組	取組内容	担当課
①福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・町内小中学校と協調し、障がいについての講座や体験等を通して、社会福祉への関心や理解を深めていきます。・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催し、福祉教育を推進します。	教育課 健康福祉課

具体的な取組	取組内容	担当課
②交流・ふれあい・見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人と地域町民・ボランティア等との各種交流事業を検討します。 ・地域全体の福祉意識を高めるとともに、自治会・福寿会・PTA、民生委員・児童委員等地域の各種団体と行政・事業所・関係機関等が相互に連携し、地域での支え合う取組の推進に努めます。 	健康福祉課
③ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の啓発、ボランティア団体のPRを実施し、補助金の有効活用、新規団体の立ち上げ支援を行います。 ・ボランティア活動に対する町民の理解を深めるため、広報紙・ホームページ・SNS等により啓発活動を推進します。 ・研修会などを開催し、ボランティアに関する情報を幅広く提供することで、町民の参加を促します。 	社会福祉協議会 ふるさと振興課
④人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業所との連携を深め、職員研修や勉強会を実施します。 	健康福祉課

基本方針3 生活支援の充実

現状・課題

- ・アンケート調査では、障がいのある人の半数が、今後3年以内に「一般の住宅」で暮らしたいとの意向を示しており、地域で生活する際に必要な支援として「必要な在宅サービスが受けられること」が最も多く挙げられています。
- ・障がいのある人の地域生活を支えるためには、一人ひとりの障がい特性や障がいの状態、生活実態等に応じた支援が求められるため、利用者本位の考え方に立ち、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。
- ・また、国の第5次障害者基本計画では、ヤングケアラーをはじめとする家族支援を進める方向性が新たに盛り込まれています。
- ・アンケート調査では、悩みや困ったことを相談する相手として、同居や別居の「家族・親戚」が最も多く挙げられており、公的な相談窓口の割合は少ないのが現状です。相談窓口の周知と利用促進が必要です。
- ・令和5年5月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、本町においても取組を進めて行く必要があります。

基本方針

- ・障がいのある人の外出支援等、障がいのある人が地域で自立した生活ができる体制の整備や、社会参加を促進します。
- ・各種障がい福祉サービスの基盤整備・充実を図ります。
- ・基幹相談支援センターをはじめとした相談支援体制の強化と、関係機関とのネットワーク構築に努めます。
- ・情報アクセシビリティの向上を図ります。

取組の内容

具体的な取組	取組内容	担当課
①相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人や、ヤングケアラーをはじめとする障がいのある人の家族の包括的な支援体制を構築するため、相談に総合的に対応し、地域での生活支援を図ります。 ・「基幹相談支援センター」を中心に、庁内の相談機関や障がい福祉サービス提供事業所、医療機関、学校等との連携を強化し、処遇困難事案への対応や、総合的・専門的な支援を行います。 ・地域生活支援拠点を通して、障がいのある人の重症化・高齢化や親亡き後を見据えた障がいのある人の生活を、地域全体で支えるサービスの提供体制の充実を図ります。 	健康福祉課
②福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の制度のもとで、障がい福祉サービスの必要量を確保するとともに、障がい特性や障がいの程度に応じた基盤整備、サービスの充実を図ります。 ・強度行動障がい児者等の支援ニーズの実態把握と対応を検討します。 ・親の介護により在宅で生活している障がいのある人が、親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らしていくための生活支援について、体制づくりに努めます。 	健康福祉課

具体的な取組	取組内容	担当課
③公的サービスの提供	<p>(1)障がい者就労支援給付金 ・障がい者就労支援給付金を措置しています。また、障がい者交通費助成も実施しています。</p> <p>(2)身体障害者用自動車改造費の助成 ・身体に障がいのある人が就労等のため、自ら所有し運転する自動車を改造する場合、経費の一部を助成(限度額 10 万円)しています。</p> <p>(3)重度身体障害者介助用自動車購入等費用の助成 ・車いす等を使用する在宅の重度障がいのある人(身体障害者手帳1、2級の下肢、または体幹機能障害)を介助する者が、運転する自動車をリフト付き等に改造する経費、または改造された自動車購入費の一部を助成しています。</p> <p>(4)自動車運転免許取得費助成事業 ・身体障害者手帳、または療育手帳所持者が社会参加のため運転免許を取得する場合に、経費の一部を助成(限度額 10 万円)しています。</p> <p>(5)補装具の給付・修理 ・身体の機能障がいを補う必要がある場合、車いす、補聴器等の補装具を給付しています。</p> <p>(6)日常生活用具の給付・貸与 ・重度の障がいのある人の在宅生活を容易にするため、特殊寝台、パルスオキシメータ等の給付を行っています。 ・ストマ装具、紙おむつの利用が際立って多くなっています。</p> <p>(7)ニュー福祉機器助成事業 ・先進的な福祉機器の購入費の一部を助成し、身体に障がいのある人の活動を支援しています。</p> <p>(8)福祉機器の貸出 ・社会福祉協議会にて、車いすや特殊寝台等の福祉機器の必要な人に貸出を行います。</p>	健康福祉課

具体的な取組	取組内容	担当課
④移動支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における自立生活及び社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障がいのある人が円滑に外出できるよう、移動支援事業の充実に努めます。 	健康福祉課
⑤当事者支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人本人や家族、それに関わる医療関係者等それぞれの立場から「ピアサポート」を行い、異なる立場の人が支え合い、よりよいステージに上がっていくことができるよう、支援の促進に努めます。 	健康福祉課
⑥情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の自立や社会参加を支援するために、障がいの有無に関わらず誰もが情報を入力しやすい環境整備を進めます。 	健康福祉課
⑦意思疎通支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・美濃加茂市・加茂郡手話奉仕員養成事業で手話通訳者養成講座を開催し、人材の育成を図ります。 	健康福祉課

基本方針4 教育・療育の推進

現状・課題

- ・令和5年4月に施行された「こども基本法」では、障がいのある子どもについても、希望する支援を適切に受けられるような体制整備が求められています。
- ・現在本町では、特別支援学校や特別支援学級に通う児童・生徒が微増し、障がいの多様化、重複化が進んでいます。障がいのある子どもや児童・生徒が、就学期から卒業まで地域の中で力強く生きていくことができ、また、親が孤立して悩むことのないような療育支援が重要です。
- ・また、「医療的ケア児支援法」が令和3年9月に施行されました。日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携、地域一体となって支援することが求められます。

基本方針

- ・関係機関と連携し、ライフステージやそれぞれの障がい特性等に配慮しながら、切れ目のないきめ細かい支援を実施します。
- ・幼児、児童・生徒一人ひとりに応じた教育を行うとともに、近年課題となっている発達障がい（自閉症スペクトラム・学習障がい・注意欠陥多動性障がい等）への支援に関する経験等の蓄積、支援体制の強化について取り組みます。
- ・医療的ケアを必要とする子どもが、平等に保育・教育を受けられる環境づくりを行います。

取組の内容

具体的な取組	取組内容	担当課
①早期療育の推進	・乳幼児健康診査等と連動した早期相談指導体制を充実するとともに、医療・保健・福祉・教育の連携を一層深め、情報の共有化により療育相談・指導の一貫性の確保を図ります。	教育課 健康福祉課

具体的な取組	取組内容	担当課
②学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし自立し社会参加することができるよう、医療・保健・福祉・労働等との連携を強化します。 ・ICTを活用した学習機会の確保や環境整備を推進します。 ・教育環境の充実のため、小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修の開催、学校生活支援員の増員を検討します。 	<p style="text-align: center;">教育課 健康福祉課</p>
③子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある幼児や児童・生徒に対する支援体制を充実するため、町独自で作成している個別の教育支援計画様式を見直し、さらなる活用を検討します。 ・教職員が障がい特性等を正しく理解し、障がいに応じた適切な指導を行えるよう、研修等の充実を図ります。 	<p style="text-align: center;">教育課 健康福祉課</p>
④医療的ケア児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に関係する医療・保健・福祉・教育等の機関と連携し、支援体制の充実を図ります。 ・医療的ケアを必要とする子どもの実態把握と対応を検討し、日常生活支援を実施します。 ・日中一時支援の利用を促進します。 	<p style="text-align: center;">教育課 健康福祉課</p>

基本方針5 雇用・就労の促進

現状・課題

- ・令和5年から障がいのある人の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和8年4月には 2.7% となります。
- ・一方、アンケート調査では、働いている障がいのある人のうち2割以上の方が、現在の仕事について「人間関係が良くない」と感じており、雇用の拡大と合わせて、雇用環境の質を上げていくための施策が求められます。
- ・雇用や就労の機会を拡充し、環境を整備するため、職場実習や企業内作業学習の開発等職業教育、福祉的就労、移動支援等の充実を図る必要があります。

基本方針

- ・障がいのある人の雇用促進・環境整備のため、関係機関との連携を強化するとともに、障がいのある人の雇用について事業主等の理解と関心を深め、個々の能力や適性に応じた職場の確保に努めます。
- ・就労した障がいのある人が働き続けることができるよう、職場適応支援の体制づくりや公共機関における雇用拡大についても努めます。

取組の内容

具体的な取組	取組内容	担当課
①支援体制の構築	・職場適応訓練事業、精神障害者社会適応訓練事業の利用を促すとともに、試行雇用(トライアル雇用)や職場適応援助者(ジョブコーチ)に関する情報収集と提供を行い、就労支援のための制度を積極的な活用を促進します。	健康福祉課
②障がい者雇用の促進	・雇用や就労の機会を拡充するため、職場実習や企業内作業学習の開発等の職業教育、福祉的就労の充実を図ります。 ・職場定着に向けた就労環境の改善や障がいのある人への理解を推進します。	健康福祉課
③福祉的就労の促進	・就労を希望する人が個々の状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、多様な働く場の確保に努めます。	健康福祉課

基本方針6 保健・医療の充実

現状・課題

- ・令和4年12月に改正された「障害者総合支援法」では、精神障がいのある人のニーズにも応じた支援体制の整備や難病患者及び小児慢性特定疾病児童などに対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化などが示されています。
- ・また、身体障がいのある人の障がいの原因に脳血管疾患等の後天的な疾病があることから、疾病を未然に防ぐための健康づくりの推進や、健康診査等の早期発見・早期対応の体制の充実が重要です。

基本方針

- ・妊娠・出産から新生児・幼児に至る過程での疾病の早期発見、障がいの軽減等のための、保健・医療・福祉等の連携を深めます。
- ・障がいのある人(子ども)の発達支援については、医療と福祉の連携をしながら、地域療育体制・支援体制の充実に努めます。
- ・難病患者支援及びリハビリテーション体制については、ボランティアや地域住民を含めた社会全体で、地域リハビリテーション体制を推進します。

取組の内容

具体的な取組	取組内容	担当課
①障がいの早期発見・治療の支援	・妊婦健康診査や乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等の乳幼児健康診査を実施し、障がいの早期発見に努めます。	健康福祉課
②保健サービスの充実	・保健・医療・福祉等の連携を図りながら、地域療育体制、支援体制の充実に努めます。 ・難病患者支援及びリハビリテーション体制の充実については、ボランティアや地域住民を含めた社会全体で地域リハビリテーション体制を推進していきます。 ・療養上の保健指導が必要と認められる人の自宅を保健師等が訪問し、本人や家族に指導を行い、対象者の心身の機能の低下を防止し、健康の保持を図っていきます。	健康福祉課

具体的な取組	取組内容	担当課
③精神障がいのある人の保健医療施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所にて実施している精神保健福祉相談では、社会復帰・アルコール依存・心の健康づくり等の相談があることから、必要に応じて専門機関での受診を促します。 ・専門医療機関との連携により、医療の推進等に取り組み、適切な対応を図ります。 	健康福祉課
④医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な支援が受けられるよう、「育成医療」「更生医療」「精神障がい者医療費の助成」「福祉医療受給者(重度)の医療費助成」「特定疾患患者等への公費負担」等、必要な医療費の助成を行います。 	健康福祉課

基本方針7 生涯学習環境の充実

現状・課題

- ・平成 30 年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。
- ・アンケート調査では、スポーツや文化芸術活動への参加意向は2割以上みられ、具体的な活動内容として、「趣味の同好会活動」「コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞」が多く挙げられています。また、参加の条件として「身近なところで活動できる」「経済的な負担が少ない」が挙げられており、障がいの有無に関わらない活動機会の充実が求められます。
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年6月に施行されました。障がいのある人も読書に親しむことができる読書環境の整備を推進していく必要があります。

基本方針

- ・障がいのある人の地域活動への参加、社会参加の機会を確保・充実に努めます。
- ・障がいのある人の生涯学習として文化活動・スポーツ・レクリエーション等の余暇活動の充実に努めます。
- ・読書環境の整備を行い、障がいのある人も読書に親しむことができる環境を整備します。

取組の内容

具体的な取組	取組内容	担当課
①地域活動への参加の促進	・屋外での移動が困難な障がいのある人等に対する外出のための支援や、交流機会の提供を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。また、個別支援が必要な障がいのある人に対して、適切な支援を行います。	健康福祉課
②スポーツ・文化活動の推進	・文化施設等において、障がいのある人が安心して活動できる環境を整備します。 ・文化活動・スポーツ・レクリエーション等の余暇活動を充実させることで、障がい者スポーツの振興や文化活動を通じた社会参加を促進します。	教育課 健康福祉課
③読書環境の充実	・公共図書館、学校図書館等と連携し、障がいのある人の読書環境の整備を促進するとともに、録音図書、点字図書、大活字本等の充実やボランティアによる対面読書の実施など、図書館サービス人材等の育成を図ります。	教育課 健康福祉課

基本方針8 生活環境の整備

現状・課題

- ・「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が令和3年4月に改正され、市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が盛り込まれました。
- ・アンケート調査では、6割以上の方が「障がい者が暮らしやすい生活環境の整備」を重要だと感じています。
- ・障がいのある人が地域で生活するにあたり、安心して利用できる施設等をより一層整備することで、自立と社会参加のしやすい生活環境の整備を進める必要があります。
- ・また、令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、七宗町では、努力義務である避難行動要支援者ごとの「個別避難行動計画」を作成しています。
- ・一方で、救援・救助する側の高齢化が進んでいることが課題となっています。
- ・普段からの防災対策や地域での訓練、発災時の避難方法や避難所での障がいの特性に配慮した支援や理解等、防災対策の充実が必要です。

基本方針

- ・誰もが利用しやすいように配慮されているバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方のもと、福祉のまちづくりを進め、安全・安心な環境の整備に努めます。
- ・個々の障がいや生活状況等に応じて、安心して移動できる手段を確保できるような環境の整備に努めます。
- ・地域における災害時の支援体制を構築・整備します。

取組の内容

具体的な取組	取組内容	担当課
①人にやさしい道路、建築物の整備	・障がいのある人が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、誰もが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと、必要に応じて整備を行い、安全・安心な福祉のまちづくりを進めます。	建設課

具体的な取組	取組内容	担当課
②住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の改修(バリアフリー、震災対策等)を促進します。 ・住宅改造の助成制度として、障がい者いきいき住宅改善助成事業があります。重度の障がいのある人の自立生活の維持向上や、介護者の負担を軽減するため、居室・浴室・トイレ等を改善する場合に費用の一部を助成します。 	<p style="text-align: center;">総務課 健康福祉課</p>
③防災・防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民をはじめ、さまざまな機関・団体が協働し、七宗町地域防災計画に基づいた防災ネットワークの確立に努めます。 ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を更新し、障がいのある人を含めた災害時要援護者に対する情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を促進します。 	<p style="text-align: center;">総務課 健康福祉課</p>

第5章 障がい福祉サービスの提供体制

1 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和4年度末時点の施設入所者数は 17 人であったため、国基本方針の 1 人の地域移行を目標とします。
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減	令和4年度時点の施設入所者数は 17 人で、国基本方針では1人削減ですが、令和5年 11 月時点で 15 人であるため、令和8年度末の施設入所者数を 14 人とします。

成果目標	
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人
令和8年度末の施設入所者数	14人

目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら、各機関との連携のもとに支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の情報提供の促進を図るとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の周知に努めます。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	5回	5回	5回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	1人	1人	1人
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	1人	1人	1人

目標実現に向けた取組

精神障がいの程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築にあたっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域ケア会議等を活用し、検討を進めます。

(3)地域生活支援の充実

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討	地域生活支援拠点等を確保しつつ、機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討を行います。
強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	強度行動障がい者を有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

成果目標・活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	0人	0人	0人
運用状況の検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回
強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制整備の有無	無	無	有

目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討にあたっては、本町の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

また、強度行動障がい者を有する障がい者への支援体制整備のため、地域の関係機関が連携をとりやすい仕組みの構築を図ります。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上	就労移行支援1人、就労継続支援A型1人、就労継続支援B型1人の計3名を目標とします。
就労移行支援における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.31倍以上	令和3年度時点は0人で、国基本方針の1人を目標とします。
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.29倍以上	令和3年度時点は0人で、国基本方針の1人を目標とします。
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上	令和3年度時点は0人で、国基本方針の1人を目標とします。
就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が5割以上	令和8年度に、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が6割以上を目指します。
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度末までに、令和3年度末の実績の1.41倍以上	現在のところ、就労定着支援事業所はなく、令和3年度時点は0人ですが、今後、就労定着支援事業所が設置された場合を見据えて、1人を目標とします。
就労定着支援事業の就労定着率	令和8年度における就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	現在のところ、就労定着支援事業所はないが、今後、就労定着支援事業所が設置された場合には、国の基本指針に準じます。

成果目標	
令和8年度までの一般就労移行者数	3人
令和8年度までの一般就労移行者数(就労移行支援)	1人
令和8年度までの一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1人
令和8年度までの一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	60%
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1人
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率	25%

目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	児童発達支援センターを中濃圏域にて設置します。
障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	令和8年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援等を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	町内にて障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制を構築します。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を中濃圏域にて確保します。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を中濃圏域にて確保します。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける	医療的ケア児支援のための協議の場を中濃圏域にて設置します。
医療的ケア児等に関する支援調整コーディネーターの配置	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	医療的ケア児等に関する支援調整コーディネーターを中濃圏域にて配置します。

成果目標	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	中濃圏域にて設置
令和8年度末までに保育所等訪問支援等を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	町内にて設置
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	中濃圏域にて確保
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	中濃圏域にて確保
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	中濃圏域にて確保
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	中濃圏域にて確保

(6)相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和8年度末までに、市町村又は圏域において、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保 また、協議会において地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、協議会の体制を確保	基幹相談支援センターを町内にて設置しており、令和8年度までに協議会での地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、その取組を行う協議会の体制を確保します。

成果目標	
基幹相談支援センターの設置	周知(設置済)
協議会での地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、その取組を行う協議会の体制確保	実施

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	0件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
参加事業者・機関数	0人	0人	0人
専門部会の設置数	0部会	0部会	1部会
専門部会の実施回数	0回	0回	1回

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターのさらなる周知に努め、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築を目指します。

成果目標	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	0回	0回	1回
事業者に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数	0回	0回	1回

目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討にあたっては、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

(8)発達障がい者等に対する支援

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

2 障がい(児)福祉サービスの見込量と確保の方策

(1)訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

①必要な量の見込み(1月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	3	3	3	3	3	3
	時間分	47	53	44	30	30	30
重度訪問介護	人分	0	0	0	1	1	1
	時間分	0	0	0	4	4	4
同行援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
行動援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
重度障がい者等包括 支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

※令和5年度のみ実績をもとに算出した推計値

②見込量確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者(児)等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2)日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち、医療に関わるものを療養介護医療として提供します。
福祉型短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

①必要な量の見込み(1月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	21	21	21	21	21	21
	人日分	252	257	258	252	252	252
生活介護 うち重度障がい者	人分				0	0	0
	人日分				0	0	0
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分	1	1	1	1	1	1
	人日分	12	18	12	12	12	12
就労選択支援	人分					-	-
	人日分					-	-
就労移行支援	人分	0	1	1	1	1	1
	人日分	0	11	2	2	2	2
就労継続支援 (A型)	人分	5	4	5	5	5	5
	人日分	65	50	51	50	50	50
就労継続支援 (B型)	人分	8	7	8	8	8	8
	人日分	100	93	74	70	70	70
就労定着支援	人分	0	0	0	0	0	0
療養介護	人分	2	2	3	3	3	3
福祉型短期入所	人分	1	1	1	1	1	1
	人日分	13	3	3	7	7	7
医療型短期入所	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分までの1月あたり平均(令和5年度のみ実績をもとに算出した推計値)

②見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の実業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等の整備・誘導に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3)居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

①必要な量の見込み(1月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人分	4	4	4	6	6	6
共同生活援助 (うち重度障がい者)	人分	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人分	16	16	16	15	15	14

※各年度3月分までの1月あたり平均(令和5年度のみ実績をもとに算出した推計値)

②見込量確保の方策

- 障がいのある人のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していくうえで不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- グループホームへの入所を促進するにあたり、障がいのある人に対する誤解・偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4)計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保、その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

①必要な量の見込み(1月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	9	9	9	11	11	11
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分までの1月あたり平均(令和5年度のみ実績をもとに算出した推計値)

②見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターで相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(5)障がい児福祉サービス

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行い、児童発達支援センター等に障がい児を通わせて児童発達支援事業を行います。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、放課後等デイサービス事業所等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用にあたって、障がい児利用支援計画を作成し、その内容が適切か一定期間ごとにモニタリングを行います。

①必要な量の見込み(1月あたり)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	15	15	15
放課後等デイサービス	人分	2	1	1	3	2	2
	人日分	15	15	15	40	30	30
保育所等訪問支援	人分	0	1	1	1	1	1
	人日分	0	0.2	0.2	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人分	2	3	5	4	4	4
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分までの1月あたり平均(令和5年度のみ実績をもとに算出した推計値)

②見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1)理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が、日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	有	有	有

※令和5年度のみ12月時点

②見込量確保の方策

○障がい者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組を行い、心のバリアフリーを推進します。

(2)自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人と、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有

※令和5年度のみ12月時点

②見込量確保の方策

○自主グループの活動を支援し、障がい者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

(3)相談支援事業

サービス	概要
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めた利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター	実施状況	有	有	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	設置状況	無	無	無	無	無
	住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	無	無	無

※令和5年度のみ12月時点

②見込量確保の方策

- 障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。また、住宅入居等支援事業については、関係課と調整・検討を行います。

(4)成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

①必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有

※令和5年度のみ12月時点

②見込量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

(5)意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)

サービス	概要
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

①必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実利用人数	0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	実利用人数	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	実設置人数	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等入院時コミュニケーション支援	実設置人数	0	0	0	0	0	0

※令和5年度のみ実績をもとに算出した推計値

②見込量確保の方策

○手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、引き続き手話通訳者養成講座を実施します。

(6)日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付、または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

①必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	0	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	2	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件	67	123	98	96	96	96
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	1	1	1

※令和5年度のみ実績をもとに算出した推計値

②見込量確保の方策

○日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7)手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成 研修事業	手話の講習会を実施し手話通訳ボランティアの養成を図ります。

①必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修 事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度のみ 12 月時点

②見込量確保の方策

○手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(8)移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。

①必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	実利用人数	2	2	5	5	5	5
	延べ利用時間	64	105	158	200	200	200

※令和5年度のみ実績をもとに算出した推計値

②見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(9)地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

①必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所数	3	3	3	3	3	3

※令和5年度のみ実績をもとに算出した推計値

②見込量確保の方策

○相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

(10)その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	日中、障がいのある人への活動の場を提供するとともに、見守りを行い社会に適応するための日常的な訓練を実施します。また、障がいのある人の家族に対して、一時的な休息を提供します。
訪問入浴サービス事業	在宅で重度の身体障がい者の生活を支援するため、居宅へ訪問し入浴サービスを提供します。
自動車改造費助成事業	身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の走行装置等の必要な改造に要した費用の一部を助成します。
自動車運転免許取得助成事業	身体障がい者の社会参加の促進を図るために、道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。

①必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用人数	4	5	5	5	5	5
訪問入浴サービス事業	利用人数	1	1	1	1	1	1
社会参加支援事業							
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	1	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	利用件数	0	0	0	1	1	1

※令和5年度のみ実績をもとに算出した推計値

②見込量確保の方策

○自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、国や県、七宗町社会福祉協議会や自立支援協議会等との連携のもと、町民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

2 計画の推進体制の整備

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画における PDCA サイクルによる評価と見直しを行います。成果目標及び活動指標については、定期的にその実態を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

資料編

1 七宗町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定委員名簿

氏名	職名	備考
大鋸 利光	教育民生常任委員会委員長	委員長
臼井 潤一郎	中濃圏域特別アドバイザー	
岩田 和夫	社会福祉協議会会長	
井戸 幸司	民生委員児童委員協議会会長	副委員長
長島 和子	身体障がい者協会会長	
武市 智裕	障がい児者親の会会長	

■事務局

氏名	職名
杉本 泰幸	健康福祉課長
西田 ちはる	健康福祉課福祉係長
犬飼 幸樹	健康福祉課福祉係

2 計画策定の経緯

年月日	内 容
令和5年 7月20日～8月1日	七宗町障がい福祉に関するアンケート調査実施 ○対象:町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方及び障がい福祉サービスなどを利用されている方 ○調査方法:郵送配布・郵送回収による悉皆調査(対象者全員) 配布数:298件 回収数:128件 回収率:43.0%
令和5年 11月28日	第1回第5期七宗町障がい者計画・第7期七宗町障がい福祉計画・第3期七宗町障がい児福祉計画策定委員会 ○第5期七宗町障がい者計画・第7期七宗町障がい福祉計画・第3期七宗町障がい児福祉計画の策定及びアンケート調査結果について
令和6年 1月17日～2月9日	パブリックコメントの実施 ○公表場所:健康福祉課、七宗町ホームページ ○提出方法:直接持参、郵便、電子メール
令和6年 2月28日	第2回第5期七宗町障がい者計画・第7期七宗町障がい福祉計画・第3期七宗町障がい児福祉計画策定委員会 ○第5期七宗町障がい者計画・第7期七宗町障がい福祉計画・第3期七宗町障がい児福祉計画について

3 用語集

あ行

○医療的ケア

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の生活支援のこと。このような支援が日常的に必要な子どもを「医療的ケア児」という。

○インクルーシブ教育

障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に学ぶ教育のこと。

か行

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業等の業務を総合的に行う。

○共生社会

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合ってともに生きる社会のこと。

○強度行動障がい

直接的な他害(かみつきの、頭突き等)、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

○権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取組。

○高次脳機能障がい

けがや病気によって脳に損傷を負い、その後遺症として知的な機能に障がいが出て日常生活や社会生活に支障をきたす状態のこと。

○合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。

○災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難する等の一連の行動をとるのに支援を必要とする人。高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等。

○市町村障害者計画

障害者基本法に定める当該市町村の障がいのある人のための施策に関する基本的な計画。

○社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁(バリア)となるような社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障がいのある人への偏見など)、その他一切のものをいう。

○障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

○障害者自立支援法

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的とする法律。

○障害者総合支援法

障害者自立支援法の名称を改め、基本理念に共生社会の実現を新たに掲げるとともに、制度の谷間を埋めるべく障がいのある人の範囲に難病等を加えた法律。

○障がい福祉サービス

障害者自立支援法に基づき、障がいのある人の障がいの程度や状況等を踏まえ個別に支給決定が行われるサービス。

○重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。

○身体障害者手帳

身体障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

○精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

○成年後見制度

判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為又は本人による法律行為を助ける人を選任する制度。

た行

○地域包括ケア

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスが一体的に提供される体制。

○特別支援学級

小・中・高校及び中等教育学校に開設する、教育上特別な支援が必要な児童生徒のための学級。

○特別支援学校

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童について、一人ひとりの障がいの種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

○トライアル雇用

短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適正を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度。

な行

○難病

原因不明、治療法未確立、後遺症を残す恐れのない疾病。

は行

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

○パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

○バリアフリー

「障壁(バリア)のない」という意味であり、高齢者や障がいのある人が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。

○ピアサポート

同じような立場の人によるサポート(ピア=仲間、同僚)。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づき社会奉仕の精神を持って社会福祉の増進に努める。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域の児童及び妊産婦の福祉の増進に努める。

や行

○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。

○ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていかこうとする考え方。

○要約筆記

聴覚障がいのある人の意思伝達を仲介するため、話し手の言葉や内容を要約したものを筆記して聴覚障がいのある人等に伝える。

ら行

○リハビリテーション

身体的、精神的、社会的な機能の回復とともに、権利の回復により障がいのある人の自立と参加を目指す考え方。

○療育手帳

知的障がいのある人が各種サービスを受けやすくするもので、一定の障がいと認められると交付される。

七宗町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

発行／令和6年3月

発行者／七宗町

編集／健康福祉課 福祉係

〒509-0492 岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442 番地3

TEL 0574-48-1112

FAX 0574-48-1360